

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱

（通則）

第1条 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（以下「業務改善助成金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この交付要綱において、「中小企業事業者」とは次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次号から第4号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は中小企業事業者から除く。

なお、大企業とは、中小企業事業者以外の者であつて、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

一 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業事業者

二 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業事業者

三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業事業者

四 発行済株式の総数又は出資価格の総額を本条第2項第一号から第三号に該当する者が所有している中小企業事業者

五 本条第2項第一号から第三号に該当する者の役員又は職員を兼ねている者が、役員のを全てを占めている中小企業事業者

六 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業事業者

（交付の目的）

第3条 業務改善助成金は、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等とともに、賃金の引上げを行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成することにより、最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号。）第4条の最低賃金をいう。以下同じ。）の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付する。

（対象事業者及び交付額）

第4条 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者において、当該事業場における雇入れ後6月を経過した労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額（以下「事業場内最低賃金」という。）を、別途定める期間中に、別表第1の申請コース区分ごとに定める第2欄の引上げ額を満たすよう引き上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めた場合であって、交付決定の属する年度の1月31日までに、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等（以下「生産性向上等に資する設備投資等」という。）を行い、別表第3に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）を支出したときは、当該事業者に対して、国の予算の範囲内で業務改善助成金を交付する。

2 助成対象経費の下限は10万円とし、助成金の交付の額は、助成対象経費に別表第1の第3欄に定める助成率を乗じた額又は同第4欄に定める引上げ労働者数に応じて、同第5欄に定める各コースの上限額のいずれか低い額とする。なお、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず、別途定める特例事業者に該当する場合であって、引上げ労働者数が別表第2の第1欄に定める要件を満たした場合の上限額は、

第2項に規定する「同第4欄に定める引上げ労働者数に応じて、同第5欄に定める各コースの上限額」を「別表第2の第2欄に定める各コースの上限額」に読み替える。

4 業務改善助成金は、中小企業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

一 様式第1号による申請書の提出日の前日から起算して6月前の日から第13条に定める実績報告手続を行った日の前日又は第1項に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合

ア 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合

イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合

エ 助成対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合

二 過去に業務改善助成金の交付を受けた事業場であって、当該助成事業完了日以後の労働者の賃金額が当該助成事業において定めた事業場内最低賃金額を下回る場合

- 三 様式第 1 号による申請書の提出日の前日から起算して 1 年前の日から第 13 条に定める実績報告手続を行った日の前日又は第 1 項に定める賃金額を引き上げてから 6 月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反していることが明らか（司法処分等）となった場合
- 四 様式第 1 号による申請書及び様式第 9 号による報告書の提出日から起算して過去 3 年以内に事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）から適正化法第 17 条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合
- 五 事業者又は事業者が法人である場合、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第六号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合
- 六 事業主等又は事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属している場合
- 七 様式第 1 号による申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）に定める徴収金のいずれかを継続して滞納している場合（ただし、交付決定までに納付を行った場合を除く。）
- 八 第 5 条に定める申請手続又は第 13 条に定める実績報告手続の時点で倒産

（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること）している場合

ただし、再生手続開始の申立て（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行い、事業活動を継続する見込みがある場合を除く。

九 不正受給が発覚した場合に、所轄労働局長等が実施する事業主等の公表について同意していない場合

十 第 5 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条に定める手続を実施した場合において、所轄労働局長から様式第 14 号により、申請書類等の補正等を命じられ、所轄労働局長が定める期限までに、不備の無い申請書類等が提出されない場合

（交付申請手続）

第 5 条 業務改善助成金の交付を受けようとする事業者は、様式第 1 号による申請書に次に掲げる書類を添えて、別途定める期間までに所轄労働局長に提出しなければならない。

一 助成対象経費の見積書

二 第 4 条第 3 項に規定する特例事業者に該当することを確認できる書類（業務改善助成金の交付を受けようとする事業者が特例事業者の適用を希望する場合に限る。）

三 助成金を交付する目的に必要な範囲で、所轄労働局長が提出を求める書類

2 前項の申請書に必要な事項が記載され、同項各号の書類が添付された場合

は、施行令第3条第1項の申請書の記載事項及び同条第2項の書類が添付されたものとする。

3 中小企業事業者は、第1項の助成金の交付の申請をするに当たって、第4条第1項の事業完了期日について、やむを得ない事由により1月31日を超え3月31日までとする必要がある場合は、申請書に理由書を添えて所轄労働局長に提出しなければならない。

4 中小企業事業者は、第1項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 所轄労働局長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて相当の期間を定めて提出書類の補正を求め、現地調査等を行い、業務改善助成金の交付又は不交付の決定を行う。交付又は不交付の決定をしたときは、前条第1項の申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に様式第2号により当該事業者に通知するものとする。

2 所轄労働局長は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第4項により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 所轄労働局長は、前条第4項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 所轄労働局長は、第1項による交付の決定を行うに当たって、第4条第1項の事業完了期日について、やむを得ない理由があると認める場合は、3月31日を限度として当該期日を延長して交付決定を行うことができる。

(申請の取下げ)

第7条 適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げは、所轄労働局長が別に定める場合を除き、前条の通知を受けた日から15日以内に、所轄労働局長に対して書面により行わなければならない。

(契約等)

第8条 第6条第1項の決定を受けた事業者(以下「助成事業者」という。)は、助成対象経費に係る売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、合理的な理由により事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第9条 助成事業者は、軽微な変更を除き、助成対象経費の配分の変更その他申請書の内容を変更する場合においては、あらかじめかつ速やかに様式第3号による計画変更申請書を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所轄労働局長は、前項の申請に基づいて審査を行い、承認又は不承認をしたときは、同項の計画変更申請書が到達した日から起算して原則として3月以

内に様式第4号により当該事業者へ通知するものとする。

(助成事業の廃止)

第10条 助成事業者は、第4条に規定する要件を満たすことができない場合は、速やかに様式第5号による事業廃止承認申請書を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所轄労働局長は、前項の承認をしたときは、同項の事業廃止承認申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に様式第6号により当該事業者へ通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 助成事業者は、予定の期間内に第4条に規定する要件を満たすことができないと見込まれる場合は、速やかに様式第7号による事業完了予定期日変更報告書を所轄労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 第4条第1項に定める賃金額を引き上げてから第13条に定める実績報告手続を行った日の前日又は第4条第1項に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの交付に必要な行為の実施状況について、様式第8号による状況報告書をそれぞれの日から起算して1月以内に所轄労働局長に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、助成事業者は、助成金を交付する目的に必要な範囲で、所轄労働局長から要求があったときは、速やかに当該要求に応じた報告をしなければならない。

(実績報告及び支給申請手続)

第13条 助成事業者は、申請書に記載した事業実施計画が完了したときは、当該完了日から起算して1月を経過する日又は翌会計年度の4月10日のいずれ

か早い日までの間に様式第 9 号による事業実績報告書及び第 4 条の要件を満たしたことを証明する書面（以下「報告書等」という。）並びに様式第 10 号による支給申請書（以下「支給申請書」という。）を所轄労働局長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書等の提出期限は、あらかじめ所轄労働局長の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その指定する日とすることができる。
- 3 助成事業者は、第 1 項の報告書等の提出を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（交付額の確定等）

第 14 条 所轄労働局長は、前条第 1 項の報告書等及び支給申請書の提出を受けた場合は、報告書等及び支給申請書の書類の審査及び必要に応じて相当の期間を定めて提出書類の補正を求め、現地調査等を行い、助成金の交付の決定の内容又は第 9 条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、様式第 11 号により助成事業者に通知する。

- 2 前項の通知は、報告書等及び支給申請書が到達した日から起算して原則として 20 日以内に行わなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第 15 条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 12 号により速やかに、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに所轄労働局長に報告しなければならない。ただし、当該消費税仕入控除税額を減額して

実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、助成事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、業務改善助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（交付決定の取消等）

第 16 条 所轄労働局長は、適正化法第 17 条に基づいて交付の決定を取り消した場合は、様式第 13 号により、助成事業者に通知するものとする。この場合において、既に業務改善助成金が交付されているときは、当該取消の対象となった助成事業者に対して、期限を定めて返還を命じなければならない。

2 所轄労働局長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第 1 項に基づく助成金の返還の納付期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の管理等）

第 17 条 助成事業者は、助成対象経費により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的を超えない範囲で、その効率

的運用を図らなければならない。

- 2 所轄労働局長は、助成事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 18 条 施行令第 13 条第四号及び第五号の規定により厚生労働大臣が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 助成事業者は、施行令第 14 条第 1 項第二号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ所轄労働局長の承認を受けなければならない。

- 3 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第 19 条 助成事業者は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに助成金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は施行令第 14 条第 1 項第二号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 20 条 中小企業事業者は、第 5 条に定める申請手続、第 7 条に定める申請の取下げ、第 9 条第 1 項に定める計画変更、第 10 条第 1 項に定める助成事業の廃止、第 11 条に定める事業遅延の届出、第 12 条に定める状況報告、第 13 条第 1 項から第 3 項に定める実績報告及び支給申請手続、第 15 条に定める消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還又は第 18 条第 2 項に定める財産の処分については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 3 の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 21 条 所轄労働局長は、第 6 条に定める交付又は不交付の決定、第 9 条第 2 項に定める計画変更の承認又は不承認、第 10 条第 2 項に定める事業廃止承認、第 14 条第 1 項に定める交付額の確定、第 16 条に定める交付決定の取消等又は第 18 条第 2 項に定める承認について、中小企業事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(別表第1)

申請コース区分	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	
	対象事業場	引上げ額	助成率	引上げ労働者数	上限額	
①30 円コース	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内	30 円以上	【事業場内最低賃金 1,000 円未満】 4 / 5	1 人	30 万円（60 万円）	
				2～3 人	50 万円（90 万円）	
				4～6 人	70 万円（100 万円）	
				7 人以上	100 万円（120 万円）	
②45 円コース		45 円以上		【事業場内最低賃金 1,000 円以上】 3 / 4	1 人	45 万円（80 万円）
					2～3 人	70 万円（110 万円）
					4～6 人	100 万円（140 万円）
					7 人以上	150 万円（160 万円）
③60 円コース		60 円以上	【事業場内最低賃金 1,000 円以上】 3 / 4		1 人	60 万円（110 万円）
					2～3 人	90 万円（160 万円）
					4～6 人	150 万円（190 万円）
					7 人以上	230 万円
④90 円コース		90 円以上		【事業場内最低賃金 1,000 円以上】 3 / 4	1 人	90 万円（170 万円）
					2～3 人	150 万円（240 万円）
					4～6 人	270 万円（290 万円）
					7 人以上	450 万円

※ 第5欄の（ ）内の上限額は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象

(別表第2)

特例事業者該当する場合の上限額		
申請コース 区分	第1欄	第2欄
	引上げ労働者数	上限額
①30円コース	10人以上	120万円(130万円)
②45円コース		180万円
③60円コース		300万円
④90円コース		600万円

※ 第2欄の()内の上限額は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象

(別表第3)

生産性向上等に資する設備投資等の経費区分
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、委託費

(附則)

この要綱の規定は、令和7年4月14日から適用する。

ただし、令和7年1月31日までに申請がなされたものの取扱いについては、なお従前の例による。